

第3編 組織・処務(大月都留広域事務組合組織規則)

第1章 組 織

○大月都留広域事務組合組織規則

(平成15年3月4日規則第1号)

改正 平成30年3月30日規則第2号

令和5年3月24日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大月都留広域事務組合(以下「組合」という。)の組織及び事務分掌に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当の設置)

第2条 組合の事務局に次に定める担当を置く。

(1) 庶務担当

(2) 業務管理担当

(職制)

第3条 事務局に所長及び次長を、各担当にリーダーを置く。

2 前項の規定に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。

(リーダー及び班長)

第4条 所長は、担当に次長、主幹、副主幹、主査及び副主査のうちから選任したリーダーを置く。ただし、必要に応じ担当に班を置き、主任技能員及び主任業務員のうちから選任した班長を置くことができる。

2 リーダー及び班長は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(職務)

第5条 所長は、組合長及び副組合長の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、上司の命を受け、事務局の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

3 前項に定める職員以外の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い事務に従事する。

(事務分掌)

第6条 庶務担当の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 議会に関すること。

(2) 条例、規則その他組合の例規に関すること。

(3) 予算その他財務に関すること。

(4) 人事に関すること。

(5) 組合の組織に関すること。

(6) 公文書の收受及び発送に関すること。

(7) 告示及び広報に関すること。

(8) 契約に関すること。

(9) 職員の給与に関すること。

(10) 職員の福利厚生に関すること。

(11) 組合運営総合調整会議等に関すること。

(12) 地域協議会等に関すること。

(13) 組合施設の周辺住民との協定に関すること。

(14) 監査委員に関すること。

- (15) 公平委員に関すること。
- (16) 各担当の調整に関すること。
- (17) その他各担当の事務に属さない事務に関すること。

2 業務管理担当の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) ごみ及びし尿の処理に関すること。
- (2) 廃棄物処理計画に関すること。
- (3) 最終処分に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (5) 組合の財産に関すること。
- (6) 組合台帳に関すること。
- (7) 工事及び修繕等の立会検査に関すること。
- (8) 体育施設の管理及び運営に関すること。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第2号)

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。